

◎議 事 日 程（第 1 号）

平成19年 6 月 1 日（金曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 市長招集あいさつ
- 日程第 5 報告第 2 号 平成18年度愛西市の一般会計、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 6 議案第39号 愛西市安全なまちづくり条例の制定について
- 日程第 7 議案第40号 愛西市フレンドシップ継承事業基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第41号 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第42号 訴えの提起について
- 日程第10 議案第43号 平成19年度愛西市一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第11 議案第44号 平成19年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第12 議案第45号 平成19年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第13 陳情第 6 号 住民の暮らしを守り、公共サービスの充実、格差の是正、働くルールの確立、平和な世界の実現などを求める陳情について
- 日程第14 陳情第 7 号 日豪E P A / F T A 交渉に対する陳情について
- 日程第15 同意第 1 号 愛西市公平委員会委員の選任について
- 日程第16 同意第 2 号 愛西市教育委員会委員の任命について
- 日程第17 同意第 3 号 愛西市教育委員会委員の任命について
- 日程第18 諮問第 2 号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第19 諮問第 3 号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第20 諮問第 4 号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（29名）

1 番	前 田 芙美子 君	2 番	鷺 野 聰 明 君
3 番	三 輪 久 之 君	4 番	日 永 貴 章 君
5 番	吉 川 三津子 君	6 番	榎 本 雅 夫 君
7 番	岩 間 泰 彦 君	8 番	田 中 秀 彦 君
9 番	村 上 守 国 君	10番	真 野 和 久 君
11番	鬼 頭 勝 治 君	12番	八 木 一 君
14番	小 沢 照 子 君	15番	後 藤 和 巳 君

16番	堀田清君	17番	加藤和之君
18番	古江寛昭君	19番	大島功君
20番	大宮吉満君	21番	永井千年君
22番	黒田国昭君	23番	中村文子君
24番	加藤敏彦君	25番	加賀博君
26番	宮本和子君	27番	石崎たか子君
28番	佐藤勇君	29番	太田芳郎君
30番	柴田義継君		

◎欠席議員（1名）

13番 近藤健一君

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木忠男君	副市長	山田信行君
教育長	青木萬生君	会計室長	杉山政男君
総務部長	中野正三君	企画部長	石原光君
教育部長	水谷洋治君	経済建設部長	篠田義房君
		市民生活・	
上下水道部長	若山富士夫君	保健部長	八木富夫君
福祉部長	加賀和彦君	消防長	古川一己君
佐屋		立田	
総合支所長	藤松岳文君	総合支所長	飯田十志博君
八開		佐織	
総合支所長	水谷正君	総合支所長	伊藤忠俊君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	伊藤辰雄	議事課長	服部秀三
書記	田尾武広		

午前10時00分 開会

○議長（佐藤 勇君）

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

13番の近藤健一議員は病気のため欠席届が出ておりますので、御報告いたします。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年6月愛西市議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤 勇君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、15番・後藤和巳議員、16番・堀田清議員、この御両名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、4月16日、23日に議会運営委員会が開催され、日程等を御協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（柴田義継君）

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る4月16日、23日に、委員全員と正・副議長にも御出席をいただき開催いたしました結果、会期は本日6月1日から6月21日までの21日間と決定いたしました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしくお願いたします。以上、報告を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より21日までの21日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より21日までの21日間と決定をいたしました。

同意第1号から同意第3号、諮問第2号から諮問第4号につきましては、本日議決する予定でございます。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第3・諸般の報告について

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第3・諸般の報告を行います。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

最初に、海部南部水道企業団議会議員の日永貴章議員、お願いをいたします。

#### ○4番（日永貴章君）

海部南部水道企業団の議会報告をさせていただきます。

平成19年第1回海部南部水道企業団議会定例会が去る平成19年2月27日から平成19年3月28日までの30日間の日程で開催されました。

付議事件といたしましては、議案第1号：愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について。

議案第2号：海部南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第3号：平成19年度海部南部水道企業団水道事業予算について。収益的収入、予算総額23億173万9,000円。収益的支出、予算総額22億59万1,000円。資本的収入、予算総額4億3,812万3,000円。資本的支出、予算総額11億4,371万4,000円。

議案第4号：海部南部水道企業団職員定数条例の一部を改正する条例について。

以上、全議案全員賛成で可決されました。

また、平成19年第1回臨時会が平成19年5月29日に開催され、付議事件といたしまして常任委員の選任についてが提案され、総務委員に飛島村の栗本雅明議員、工務委員に飛島村の服部康夫議員が選任されました。

以上で海部南部水道企業団議会の報告とさせていただきます。

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、海部地区環境事務組合議会議員の榎本雅夫議員、よろしく申し上げます。

#### ○6番（榎本雅夫君）

海部地区環境事務組合議会臨時会の報告をいたします。

平成19年5月30日午前10時より、八穂クリーンセンターにて開催されました。

付議事件といたしまして、専決第1号：専決処分の承認について「海部地区環境事務組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」。

専決第2号：専決処分の承認について「海部地区環境事務組合職員定数条例の一部を改正する条例」。

議案第9号：海部地区環境事務組合手数料条例の一部改正について。

議案第10号：訴訟の訴えについて。

議案第11号：平成19年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第1号）について。補正額1,967万1,000円、補正後の予算総額44億7,478万6,000円であります。

可決決定いたしました。

次に副議長選挙がありまして、杉山良介津島市議が選出されました。

なお、組合の経過報告については別紙のとおり添付させていただきましたので、お目通しのほどよろしくお願ひします。

以上で報告を終わります。

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、海部地区休日診療所組合議会議員の後藤和巳議員、御報告をお願いいたします。

**○15番（後藤和巳君）**

海部地区休日診療所組合の報告をさせていただきます。

昨日平成19年5月31日、海部地区休日診療所において平成19年度第2回臨時会が行われました。

付議事件としまして、議長選出について。当議会より選出の永井千年議員が議長に選出されました。

副議長選出については、弥富市の木下道郎氏が選出されました。

同意案第1号：監査委員の選任について。飛島村副村長の立松定昭氏が選出されました。

同意案第2号：監査委員の選出について。弥富市の三宮十五郎氏が選出されました。

以上、報告を終わります。

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、海部地区水防事務組合議会議員の鬼頭勝治議員、お願いをいたします。

**○11番（鬼頭勝治君）**

海部地区水防事務組合の報告をさせていただきます。

平成19年5月31日に十四山支所で平成19年第1回の臨時会が行われまして、付議事件といたしまして、議案第3号：平成19年度海部地区水防事務組合一般会計補正予算（第1号）について審議をいたしました。補正額はゼロでございまして、財源更正をしたのみでございまして。補正後の予算総額といたしまして2,644万3,000円でございます。審議の結果、全員一致で可決されました。

それと、議長選出について、七宝町の八島進さんが選出されました。

また、副議長には、津島市の本田雅英さんが選出されました。

以上で報告を終わります。

**○議長（佐藤 勇君）**

また、閉会中に特別委員会が開催されておりますので、各委員長より報告をしていただきます。

最初に斎場建設調査特別委員長、お願いをいたします。

**○29番（太田芳郎君）**

それでは斎場建設調査特別委員会の報告をさせていただきます。

当委員会は、去る4月26日及び5月29日に、市役所委員会室において、正・副議長にも御出席をいただきまして開催をいたしました。

4月26日の特別委員会におきましては、斎場建設に伴う西保町への用地取りまとめのお願いの経過説明がありました。2月15日から4月21日までに6回、市長並びに副市長等が、役員会、定例区会、臨時区会、総会等に出席をし、斎場建設について説明をしたとの報告でありました。また、建設予定地に隣接している西保団地は、斎場建設について白紙撤回を希望しておりますが、市側としましては、十二分に説明を重ねて説得していきたいとのことでありました。

5月29日の特別委員会におきましては、西保団地の白紙撤回の申し入れに対し、5月16日に斎場候補地の検討結果について回答書を提出したとの報告がございました。回答書を簡単に申し上げますと、5地区を比較検討した中で、西保地区を除く他の4地区は、農業投資がなされている事業も多く、農用地としての立地条件が似ており、また周辺地域の生活道路に与える影響及び交通の利便性からも好適地と言いがたいものがある。これに比べて西保地区は支障になる問題が最も少なく、将来にわたる利便性を考えても最適地と判断をしたということで回答されたとのことでありました。なお、その後、自治会から5月29日現在返事がないということがございます。また、7月6日に議員全員と斎場建設検討委員会の合同で先進地の岐阜県関市の斎場を視察することを確認いたしました。今後の予定については、西保地区の全自治会の了承をいただければ、今年度中に県との事前協議をし、来年度以降、実施設計、用地造成等に取りかかりたいとのことでした。いずれにしましても、今後は行政側が斎場建設について積極的に進めていただくようお願いをいたしまして、委員会報告とさせていただきます。以上であります。

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、固定資産税評価等調査特別委員長、お願いをいたします。

#### ○21番（永井千年君）

それでは、固定資産税評価等調査特別委員会の報告をいたします。

固定資産税評価等特別委員会は、去る5月28日午前10時より、委員会室において、正・副議長にも御出席いただきまして、全員参加で開催いたしました。

お手元に資料が配付してありますけれども、未評価家屋などの進捗状況について説明がありました。未評価家屋の進捗状況については、表のように調査対象家屋1,053棟に対して721棟が調査済みで、進捗率が68.47%。また、併用及び住宅用地につきましては、調査対象が554件に対して223件が調査済みで、進捗率は40.25%。全体の進捗率は58.74%という報告でありました。なお、地区別の進捗率については、質疑の中で地区別の進捗率も出すべきだという意見があり、3枚目に提出をされております。

納税者の意見として説明がありましたのは、やはり5年遡及は納得がいかない。合併後ならわかる。現年度から、あるいは来年度からとさまざまな意見が出されているようであります。また、職員の怠慢でどうして納税者が迷惑をこうむるのか、なぜ今ごろ来るのかという大変厳しい意見も出されているということが報告をされました。これに対して、まずおわびを申し上げて、税の公平・公正を説明して、根気よく面接して御理解をいただくようにこれからも努めていくと説明がありました。

委員の皆さんからは、この表の2枚目の未評価家屋等調査一覧表の一番下を書いてありますように、併用及び住宅用地の調査対象については立田地区が111件減り八開地区が115件減っています。これはなぜかという指摘に対して、400件のうち300件は把握をしていたが——これは立田地区のことですね——100件は机上の推計であったと。これからも変動があり、ふえる可能性があるとの説明をされました。また、委員から、質問に答えられない場合は答えられる者がすぐに行くべきではないかという意見。そして、家屋の定義についての質問が数名の方からありました。

以上、固定資産税評価等調査特別委員会の報告です。

○議長（佐藤 勇君）

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より、平成19年2月から平成19年4月までに関する出納検査についての検査報告がございました。また、市長より、愛西市の出資等に係る法人の経営状況を説明する書類が提出をされました。それぞれの写しをお手元に配付してありますので、お目通しをしていただくよう、よろしく願いをいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・市長招集あいさつ

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第4・市長招集あいさつを議題といたします。

市長、お願いをいたします。

○市長（八木忠男君）

おはようございます。

平成19年6月愛西市議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては何かと御多用の中に御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

最初に、去る4月に凶弾に倒られました前長崎市長、伊藤一長氏の御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、こうした痛ましい事件の再発防止に心していかねばならないことを決意しております。この事件を契機に、さきに当市で開催されました愛知県市長会の席上でも、行政機関に対する行政対象暴力や不当要求行為には、警察と連携して排除していくことを確認したところであります。

さて、愛西市発足後3年目に入り、懸案事項の一つでありました総代会につきましては、4月13日に84名の総代の方々と一堂に会し、会議を持つことができました。行政区単位への総代移行につきましては、まだ半ばの状態ではありますが、今後も市民の方々に一層の御理解を得て進めてまいりたいと存じております。

あわせて、消防団の再編につきましても、4地区別に説明会を開催して、消防研究会の答申に基づく新しい団編成を目指しているところであります。

また、去る4月22日の消防団観閲式、5月20日には「市民憲章」「市民の木・花」「市の

歌・音頭」の制定に伴う除幕式並びに披露式に、議員各位にも御出席を賜り、それぞれ盛会のうちに終えることができ、厚くお礼を申し上げます。今回、市民憲章等が制定されたことによりまして、市民の方々の愛西市への愛着感、一体感が生まれ、市の発展につながることを願いながら、機会あるごとに普及に努めてまいりたいと思っております。

今後、議会開会中には海部地方総合防災訓練、7月には海部地区代表として佐屋消防団が参加をいたします県消防操法大会、8月には各地区の納涼まつり、盆踊り及び市防災訓練が予定をしておりますので、皆様方にはそれぞれ御臨席の上、御激励をいただけたらと思っております。

さて、今定例会に御提案を申し上げます議案は、報告1件、条例の制定2件、一部改正1件、訴えの提起1件、補正予算3件、人事案件6件の合計14件でございます。主な提案理由について述べさせていただきます。

報告第2号では、一般会計、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書は、平成19年3月定例会におきまして平成18年度の各会計補正予算で繰越明許費の承認をいただきましたが、今年度への繰越額が決定してまいりましたので、その繰越計算書を、地方自治法施行令の規定に基づき議会へ御報告をさせていただくものであります。

議案第39号：安全なまちづくり条例の制定につきましては、愛知県が策定しました「あいち地域安全緊急3か年戦略」に基づき、地域安全の実現を図ることに交通安全を加え、市民が安全で安心して暮らせることを目的として定めるものであります。

議案第40号：フレンドシップ継承事業基金条例の制定につきましては、愛知万博の一国フレンドシップ事業の理念を継承、発展させ、国際交流の取り組みを定着させる事業運営のため基金条例を定めるものでございます。

議案第41号：消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、給付基準額の改正をお願いするものであります。

議案第42号：訴えの提起につきましては、介護保険給付の不正な請求をした事業者に対して、不正利得の返還とこれに対する加算金及び遅延損害金の支払いを求める訴えを行うためお願いするものであります。

議案第43号：一般会計補正予算（第1号）につきましては、補正総額 7,370万 3,000円を追加し、総額 189億 6,370万 3,000円としております。歳入の主なものでは、老人保健特別会計の前年度精算による繰入金 2億 6,907万 1,000円を補正し、財政調整基金の繰入金 2億 3,407万 4,000円の減額補正を行いました。歳出の主なものでは、海部地区水防事務組合が古瀬町に建設する水防倉庫用地造成工事費 488万 3,000円、民間児童クラブ事業等運営費補助金として 855万 3,000円、妊婦健康診査を2回から5回とするため 957万 3,000円、勝幡小学校用地の借り地分を購入するために 702万 2,000円などを補正計上させていただきました。

議案第44号：老人保健特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度の事業精算により、歳入歳出それぞれ 2億 7,535万 7,000円を補正計上いたしました。

議案第45号：介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、主なものといたしまし

て、保険事業勘定で訴訟に伴う弁護士費用等45万 8,000円を補正計上いたしました。

同意第1号：公平委員会委員の選任については、委員の任期が平成19年6月30日で満了いたしますので、再任をお願いするものであります。

同意第2号及び第3号：教育委員会委員の任命につきましては、委員の任期が平成19年6月30日で満了となるための再任と同日の辞職に伴う新任のそれぞれ1名をお願いするものであります。

諮問第2号から第4号で人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、任期が平成19年9月30日で満了いたしますので、3名の方の再任をお願いするものであります。

なお、人事案件につきましては、法務大臣への事務手続が必要なものもございますので、大変恐縮に存じますが、本日御審議の上、お認めを賜りたく、重ねてお願いを申し上げます。

以上が本定例会に御提案を申し上げます議案の主な内容でございます。細部につきましては担当部長よりそれぞれ説明をさせていただきますので、各議案とも御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。招集のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第5・報告第2号（提案説明）

##### ○議長（佐藤 勇君）

それでは次に、日程第5・報告第2号：平成18年度愛西市の一般会計、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について報告をお願いいたします。

##### ○企画部長（石原 光君）

それでは、報告第2号について御説明を申し上げます。

報告第2号：平成18年度愛西市の一般会計、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。本日提出、市長名でございます。

内容につきましては、お手元の報告書の3枚目以降に繰越計算書を添付させていただいております。一般会計4件、国保、介護の特別会計で2件、これはいずれも去る3月定例会におきまして御議決をいただきました補正予算の繰越明許費に係る経費につきまして、予算額どおり19年度へ繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令の規定により、本日御報告申し上げるものでございます。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第39号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

それでは次に、日程第6・議案第39号：愛西市安全なまちづくり条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（中野正三君）

それでは議案第39号をお願い申し上げます。

愛西市安全なまちづくり条例の制定について、提案及び内容の御説明をさせていただきます。
愛西市安全なまちづくり条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由でございますが、この案を提出するのは、愛知県が平成18年3月に策定をいたしました「あいち地域安全緊急3か年戦略」において、県内各市町村における安全なまちづくり条例の制定促進が目標の一つとして定められております。このため、その趣旨に沿って本条例を制定する必要があるからでございます。なお、愛知県条例におきましては犯罪防止のみとなっておりますので、安全安心なまちづくりを進めるに当たりましては、交通安全の取り組みも必要と考え、含めさせていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

1枚おめくりください。

愛西市条例第16号：愛西市安全なまちづくり条例。

第1条、目的でございますが、本市における交通安全及び地域安全の推進について、基本理念を定めるとともに、安全なまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることによりまして、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的としてございます。

第2条では定義を定めておりますが、第1号で、市民として、市内に住所を有する者、市内に通勤する方、通学、滞在、また通過する方をこの市民とする定義で定めております。

第2号で事業者としての定義でございますが、事業所を設置して事業活動を行う者、また自己の居住の用また事業活動の用に供する不動産以外の不動産を所有、または占有、もしくは管理する者ということでございますが、その不動産以外の不動産を所有し、占有、もしくは管理する者としては、賃貸住宅、貸し駐車場、空き地、空き家の所有者及び管理者も事業者としてここへ含めているものでございます。

第3条の基本理念といたしましては、市と市民及び事業者並びにボランティアが、相互の連携及び協力のもとに施策を実施し、交通事故及び犯罪による被害が未然に防止される良好な地域の生活環境を保持するということと、これによって市民が安全に安心して暮らせる地域社会を実現することを基本理念としておるものでございます。

第4条、市の責務の定めでございますが、市としては、関係する機関、団体及び市民と連携して、安全なまちづくりに関する総合的な施策を策定して実施する責務を有するということを規定させていただいております。

2項でございますが、1号でこのまちづくりのための広報及び啓発の規定、そして2号では市民等の自主的活動の促進の規定、そして3号では交通事故及び犯罪の防止に配慮した環境の整備に関する規定とさせていただきます。

2ページをお願いいたします。4号では、この条例の目的を達成するために必要な事項の施策とさせていただきます。

第5条、市民の責務といたしましては、市民がこの条例の目的を達成するための規定を定めるものでございまして、1号として、みずからの安全はみずからが確保するという意識を高め、地域の連帯と自主的な活動の推進を規定させていただいております。

2号として、交通事故及び犯罪の発生時には、相互に協力して被害者の救助及び安全確保のため積極的な活動をするお願いをさせていただいております。

第3号では、市が実施するいろいろな施策につきまして協力をお願いするものでございます。

第6条、事業者の責務といたしまして、第1号におきまして、常に従業員の交通安全意識及び交通マナーの向上並びに自主防犯対策を積極的に講じていただくことと、地域社会の一員として安全なまちづくりの推進に御協力いただくことをお願いしております。

第2号におきましては、事業活動の用以外の不動産について、犯罪防止に配慮した適正な管理をお願いしております。

第3号として、交通事故及び犯罪の発生時に、相互に協力して被害者の救助、安全確保の積極的な活動をお願いしております。

第4号につきましては、市が実施する安全なまちづくりに関する施策に協力をお願いするものでございます。

第7条、良好な生活環境の整備等といたしましては、安全なまちづくりを推進するため、交通安全及び地域安全を目的とする施設の整備及び巡回、そして生活環境の整備の促進を規定させていただいております。

第2項につきましては、第1項のために必要とする場合におきましては、関係機関に対し必要な措置を講ずるよう要請をするものとさせていただいております。

3ページをお願いいたします。

第8条は教育の推進でございますが、市は、本条例の意識の高揚を図るため、家庭、学校、職場、地域等で交通安全及び地域安全に関する教育の充実に努めるということとさせていただいております。

第9条、情報の共有といたしましては、市及び市民等におきましては、交通事故及び犯罪の発生に関し必要な情報を共有し、再発防止に努めるとさせていただいております。

第10条、推進体制の整備につきましては、市は、市民等関係機関等の協力を得て、この施策を進めるとともに、体制の整備を図るものとさせていただいております。

第11条、活動の支援として、市民等の自主的活動に対しまして、市といたしましては、第1号で物品の貸与、そして2号で情報の提供及び助言、そして第3号におきましては自主的活動に対しまして必要な支援をするものとさせていただいております。

第12条は委任条項でございます。

附則といたしまして、施行期日として、この条例は公布の日から施行するものとし、第2項におきましては、ここに交通安全の条項も入れさせていただきましたので、愛西市交通安全条例（平成17年愛西市条例第19号）は公布とともに廃止をさせていただくものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第40号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第7・議案第40号：愛西市フレンドシップ継承事業基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（石原 光君）

それでは議案第40号について御説明を申し上げます。

議案第40号：愛西市フレンドシップ継承事業基金条例の制定について。

愛西市フレンドシップ継承事業基金条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、愛知万博の事業の一つでございました一町村一国フレンドシップ事業の理念を継承し、また発展させ、国際交流の取り組みを定着させるための事業の健全かつ円滑な運営を図るため基金を設置する必要があるということから、今回お願いを申し上げるものでございます。

それでは、各条文の内容について御説明を申し上げます。

1枚おめくりをいただきたいと思っております。

まず第1条の関係でございますが、フレンドシップ継承事業の健全かつ円滑な運営を図るため、愛西市フレンドシップ継承事業基金の設置について定めるものでございます。

第2条の関係につきましては、基金の積み立てについて定めるものでございまして、積立金の原資を愛知県フレンドシップ継承交付金をもって充て、予算に定める額とするという規定でございます。

第3条は、平成19年度から平成23年度までとするという基金の設置期間について定めるものでございます。なお、この期間につきましては、愛知県フレンドシップ継承交付金交付要綱に定める期間とするものでございます。

次に、第4条は基金に属する現金の管理について定めるものでございます。

次に、第5条は基金から生ずる運用益、これは利息の関係でございますが、その運用益の処理について定めるものでございます。

第6条の関係につきましては、それぞれ基金の処分についての規定でございます。

第7条は市長への委任事項の規定でございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第41号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第8・議案第41号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議

題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○消防長（古川一己君）

それでは議案第41号について御説明を申し上げます。

議案第41号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。

愛西市消防団員等公務災害補償条例（平成17年愛西市条例第 145号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成19年6月1日提出、市長名でございます。

なお、今回の提案理由でございますけれども、非常勤の消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い改正する必要があるからでございます。

なお、改正の内容につきましては、議案第41号資料により御説明をさせていただきますので、資料をごらんいただきたいと思います。

なお、このたびの政令の改正の内容でございますけれども、災害補償の補償の基礎となる補償基礎額のうち、扶養親族加算額、これを一般職の給与法、または市職員の給与条例同様、配偶者以外の3人目以降について2人目までと同額に引き上げるものでございます。今回はそれを受けまして、この条例の第5条第3項が扶養親族加算に関する規定でございます。新旧対照表の改正前、下から9行目の終わりの部分からでございますけれども、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族ということで掲げてございます。これははねていただきますと、次のページに扶養親族の区分として1号から5号が規定されております。このうちの2号から5号までに該当する扶養親族、すなわち配偶者以外の扶養親族のうち2人までという縛りをなくしまして、1人につき200円と規定するものでございます。よって、改正前の3人目以降の規定部分、新旧対照表の改正前の部分の下から2行目の部分でございます。「その他の扶養親族については1人につき167円」、その部分を削るものでございます。

なお、この施行期日につきましては、公布の日から、適用につきましては平成19年4月1日からということをお願いするものでございます。

また、経過措置に該当する事案等は現在ございませんので、申し添えさせていただきます。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第9・議案第42号（提案説明）**

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、日程第9・議案第42号：訴えの提起についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

訴えの提起につきまして御説明を申し上げます。

議案第42号：訴えの提起について。

下記要項により、訴えを提起するものとする。本日の提出、市長名でございます。

介護報酬の不正受給分について返還を求めておりましたが、一部の納入があったのみで、い

まだ返還に応じておりませんので、訴えを提起し、強く返還を求めていくものであります。

この訴訟の提起に当たりまして、議会の議決をお願いするものであります。

本文をごらんいただきたいと思います。

1といたしまして、管轄の裁判所でございますが、名古屋地方裁判所に提起をするものでございます。

2番といたしまして、被告住所・氏名、別表のとおり、3ページをごらんいただきたいと思っております。

被告といたしましては、名古屋市中川区西中島二丁目 701番地、有限会社ウェルフェア清算人西川照光を被告としております。こちらにつきましては、会社につきましては 935万 7,296円、不正利得分として 754万 8,067円並びに加算金 180万 9,229円という請求金額でございます。

それから、名古屋市中川区西中島二丁目 701番地、西川照光、会社の代表取締役をしておりました。続きまして、名古屋市中川区下之一色町古川76番地3、西川孝代、取締役をしておりました。両名に対しまして 754万 8,067円、不正利得分につきまして返還を請求するものであります。

お戻りをいただきまして、括弧書きでございますが、「ただし、訴えの提起までの間に、支払債務を承認する者を除く」とありますが、こちらにつきましては、債務を承認いたしまして、具体的に納付等が行われることとなりますれば訴えの必要がなくなるわけでございますが、そういった場合には除くというものを規定しておるものでございます。

3番といたしまして、訴訟物の価格といたしまして 935万 7,296円、先ほどの不正受給分並びに加算分を含めた額でございます。

請求の趣旨といたしましては、(1)といたしまして、被告(有限会社ウェルフェア)(以下「被告会社」という。)に対し、935万 7,296円の支払いを求める。

2番といたしまして、被告(西川照光及び西川孝代)(以下「被告西川ら」という。)に対し、連帯して 754万 8,067円の支払いを求める。額が違っておりますが、これにつきましては、介護保険法におきまして会社には加算金が請求できるわけでございますが、個人に対してはそういった規定がございませんので、不正受給分のみの請求ということになるわけでございます。

3番といたしまして、被告らに対し、各自訴状到達の日の翌日から支払い済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。民法の定めに基づきまして、遅延損害金の支払いを求めるものでございます。

請求の原因でございますが、1番といたしまして、被告会社は介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく居宅サービス事業——これはヘルパーの派遣でございますが——及び居宅介護支援事業——ケアプランの作成でございますが——を行う事業者である。被告会社は、平成15年7月分から平成16年9月分まで介護保険給付の不正な請求を行い、原告から 754万 8,067円の不正利得を得た。

2番といたしまして、原告は、被告会社に対して負担する介護保険給付の支払い債務により、

被告会社が負担する上記の不正利得及びこれに対する加算金の支払い債務の一部を相殺した。この3行につきましては、監査等で不正受給が発覚して確定をされたわけですが、それ以前から不正受給の疑いがあるという連絡が県からありましたので、介護報酬の支払いを差しとめておりました。そのうちの正規に支払う分につきまして債務と相殺をさせていただいたということでございます。

原告は、被告会社に対して、不正利得及びこれに対する加算金の全額の支払いを求めたが、被告会社は請求額の一部の支払いに応じたのみで、請求額の全部の支払いに応じない。半年ごとに50万円ずつ返金をするという誓約書をいただいておりますが、2回分が納入されたのみで、以後の支払いには応じておりません。

3番目といたしまして、また、西川被告らは、被告会社の役員であり、被告会社が不正な請求により原告に損害を与えたことに関し、悪意または重大な過失があり、原告に生じた損害を賠償する責任を負う。

原告は、被告西川らに対して、被告会社が得た不正利得に相当する額の支払いを求めたが、被告西川らは支払いを拒絶し、請求額の全部の支払いに応じない。

4番目に、よって、不正利得の返還並びにこれに対する加算金及び遅延損害金の支払いを求めるため、訴えを提起する。

参照条文をつけておきましたですけれども、会社法の規定によりまして、役員に対しまして支払いを求めるものでございます。

その他。市長は、本訴訟の遂行上必要がある場合においては、裁判上の和解その他必要な行為を行うことができるものとする。こちらの内容につきましては、第1審の判決に不服のある場合の上訴も含めまして判決が確定するまでの必要な行為を行うということでございます。

はねていただきまして3ページでございますが、提案理由でございますが、当初申し上げましたように、訴えの提起につきまして議決案件でございますので提案させていただくものであります。この案を提出するのは、介護保険給付の不正な請求及び受領を行い、不正利得を得た者等に対して、不正利得の返還並びにこれに対する加算金及び遅延損害金の支払いを求めるため、訴えを提起する必要があるからである。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第43号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第10・議案第43号：平成19年度愛西市一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、議案第43号について御説明申し上げます。

議案第43号：平成19年度愛西市一般会計補正予算（第1号）。

平成19年度愛西市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,370万 3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 189億 6,370万 3,000円とする。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。本日提出、市長名でございいます。

それでは主な内容の説明について御説明申し上げます。

まず歳入から御説明申し上げます。恐れ入ります。7ページ、8ページをお開きください。

款13国庫支出金の関係でございますが、目1民生費国庫補助金におきまして 222万 9,000円の追加を今回お願いしております。これは障害者自立支援法に定めます市町村が行う生活支援事業に対して今回交付を受けるものでございます。補助率につきましては2分の1でございます。

続きまして款14県支出金、項2県補助金におきまして、民生費県補助金で 1,172万 6,000円の追加をお願いしております。地域生活支援事業補助金 111万 4,000円の追加、これは先ほど国の補助金と関連するものでございますが、いわゆる地域生活支援事業に係る県の負担分でございます。補助率につきましては4分の1でございます。また、市町村が行う特別事業に係る経費につきまして、愛知県が設置をしております基金より交付をされます事業費補助金といたしまして 1,061万 2,000円の追加を今回お願いしております。

また、県委託金におきましては、今回、県から愛西市内各小・中学校が指定を受けまして、その指定に伴う委託金の追加という形で、今回、委託金におきまして 210万円の追加をお願いしております。

次に項4の県交付金の関係でございますが、目1総務費県交付金におきまして、フレンドシップ継承事業交付金といたしまして 2,002万円の追加をお願いしております。これは平成19年度から平成23年度までの5年間分について今回交付を受けるものでございまして、市町村の裁量により、年度ごとの事業転換に合わせて柔軟に活用ができるという性質の交付金でございます。

続きまして款17繰入金、項1特別会計繰入金、老人保健特別会計繰入金で 2億6,907万1,000円の追加をお願いしております。これは前年度精算に伴うものでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に9ページ、10ページをお開きください。

項2の基金繰入金の関係でございます。目1財政調整基金繰入金におきまして 2億 3,407万 4,000円の減額を今回お願いいたしました。これは補正予算の財源調整を図るため、基金繰入金におきまして減額をさせていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

款19の諸収入の関係でございますが、雑入におきまして、財団法人自治総合センターコミュニティ助成金といたしまして 250万円の追加をお願いしております。これはコミュニティの組織が行う活動に必要な設備等の整備に対して自治センターの方から助成金として交付され

るものでございます。

以上が歳入の主な内容でございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして歳出の関係につきまして御説明をさせていただきます。11ページ、12ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目10基金費におきまして、フレンドシップ継承事業基金積立金といたしまして2,002万円の追加をお願いしております。先ほど条例の制定でも御説明申し上げましたように、条例の設置目的にもございますように円滑な運営を図りたいということで今回条例を制定し、基金の方へたん積み立てをお願いするというので、今回補正の方をお願いしております。

目11のコミュニティ費の関係でございますが、補助金として250万円の追加を今回お願いいたしました。自治総合センターコミュニティ助成金の確定によりまして、今年度につきましては町方地区コミュニティ推進協議会の備品と購入費について交付をさせていただくということで、今回、補助金という形で計上させていただきました。よろしくお祈りを申し上げます。

次は総務部長の方から御説明を申し上げます。

○総務部長（中野正三君）

では、続きまして4項選挙費、5目土地改良区総代会総代選挙費でございます。この補正につきましては、海部土地改良区佐屋選挙区の定員が11名でございますが、死亡によりまして欠員が2名となりました。このため補欠選挙を行うためにお願いをするものでございます。補正額14万3,000円、1節報酬として5万6,000円でございますが、選挙管理委員会委員4人分、そして選挙長1人分、選挙立会人の方2人分のそれぞれの報酬をお願いしてございます。11節需用費として7万7,000円、消耗品等でございますが、12節役務費として郵便料として1万円をお願いしているものでございます。なお、この費用につきまして、歳入として海部土地改良区から選挙負担金として13万1,000円を計上させていただいております。

7項の防災費、2目水防費、15節工事請負費でございますが、本工事の場所の位置図としまして、議案第43号資料1として位置図をお手元にお届けをさせていただいておりますので、よろしくお祈りをいたします。この件につきましては、海部地区水防事務組合が佐織地区の古瀬町に建設する水防倉庫用地として市有地417.43平米を貸し付けるに当たりまして、用地造成工事費が必要となりました。このため488万3,000円の補正をお願いするものでございます。

次は福祉部長より御説明を申し上げます。

○福祉部長（加賀和彦君）

続きまして3款民生費の御説明をさせていただきます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、13節委託料で445万9,000円を計上させていただきます。就労生活支援事業委託料でございますが、立田社会福祉会館内で行っております地域生活支援センターで平日の午後に障害者の就労に関する相談活動を行っておりますが、実際に就労に結びつけるためには、協力事業所の確保ですとか職場見学、実習適応訓練などを行おうと思っておりますと半日では時間的に無理が生じてまいりましたので、1日開所に

していきたいということで委託料の増額をお願いするものであります。続きまして18節備品購入費 100万円、19節負担金、補助及び交付金で 600万円、20節扶助費で 681万 7,000円でございますが、これらにつきましては、昨年度末に国の補正予算により措置されました障害者自立支援法円滑施行特別対策に基づきまして補正をお願いするものであります。18節の備品購入費におきましては、視覚障害者に対する情報バリアフリーを一層進めるため、自治体の窓口の情報支援機器、例えば活字読み上げ装置ですとか、そういったものを配備したり、点字プリンターなどの購入を予定していきたいというふうに考えております。それから19節負担金、補助及び交付金では、通所サービス利用促進事業と申しまして、通所施設利用者の送迎サービスの経費に対する補助を行うもので、当市の対象施設としては給父町の虹の里八開、あるいは西条町のれいんぼうワークス等が対象の施設になるわけでございます。それから20節扶助費では、障害者自立支援対策臨時特例基金事業費ということで計上させていただいておりますが、この中には3本の事業が入っております、事業運営円滑化事業、就労意欲促進事業、進行性筋萎縮症者激変緩和措置事業の三つが含まれておりまして、事業円滑化運営事業につきましては、施設の報酬が月払いから日払い方式に変更されたことによりまして、例えば利用者が入院したり休んだりいたしますと減収になるわけでございますが、そういった大幅に減収になる施設に対しましての激変緩和措置として従前の90%の報酬を保障し、安定的な運営の確保を目指すものであります。それから就労意欲促進事業につきましては、工賃より利用者負担の方が大きいというような指摘があるわけでございますが、それに対応するため、入所施設において工賃を得て働く者のうち、一定の要件を満たす、工賃が安い方ですが、そういった方に対して給付金を支給して就労意欲の向上と自立の支援をしていくものであります。進行性筋萎縮症者激変緩和措置につきましても利用者負担の軽減を図るものでございます。

はねていただきまして、2目老人福祉費でございますが、繰出金として51万円でございます。介護保険特別会計、6月補正の財源として繰り出しをさせていただくものでございます。

2項児童福祉費、4目児童館費でございます。負担金、補助及び交付金で、児童クラブ事業運営費の補助金を計上させていただきました。民間の事業者が行う児童クラブ、いわゆる学童保育でございますが、そういった事業に対し補助を行うものでございます。補助単価といたしましては児童1人当たり月額1万 2,700円を予定いたしております。

6目の母子通園費でございますが、役務費として7万 2,000円計上させていただいております。通信運搬費、電話料でございますが、母子通園事業、永和保育園でやっておりましたが、永和保育園が手狭になりましたものですから立田保健センターの方に部屋を借用して続けておるわけでございますが、専用電話の電話料をお願いするものでございます。

続きまして、市民生活・保健部長より御説明申し上げます。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは第4款衛生費、1項の保健衛生費、そして3目母子衛生費でございます。今回 957万 3,000円の補正をお願いするわけでございます。今回の補正につきましては、市長の方からもごあいさつがございましたように、妊婦健康診査につきまして、年度当初予算におきまして

2回の公費負担をお願いいたしておりました。ですが、今回、海部医師会との調整が整いましたので、今回3回分の妊婦健康診査の公費負担をお願いするものでございます。本年度、合わせまして5回の受診をしていただくこととなります。内容といたしましては、11節の需用費の印刷製本費で6万5,000円の補正をお願いいたしますものでございます。これにつきましては、「母と子のしおり」、そして妊婦の健康診査の受診票の増版でございます。12節役務費でございますが、通信運搬料といたしまして7万5,000円の補正をお願いするものでございます。そして13節委託料につきましては907万4,000円、それぞれ妊婦の健康診査委託料、そして事務の委託料でございます。19節負担金、補助及び交付金につきましては35万9,000円の補助金をお願いするものでございます。以上でございます。

続きましては教育部長より御説明をさせていただきます。

○教育部長（水谷洋治君）

続きまして、第10款教育費について御説明を申し上げます。13ページ、14ページをお願いします。

第2項小学校費の第17節公有財産購入費で702万2,000円を計上させていただきました。勝幡小学校の借地部分につきましては、地権者の方より買い取りの申し出がございましたので、198.34平米を平米当たり3万5,400円で購入するものでございます。また、取得に伴います諸費用といたしまして、土地契約に要します収入印紙代、並びに登記事務委託料もあわせて計上させていただいております。なお、買い取りの位置につきましては、図面といたしまして議案第43号の資料2をお手元に配付させていただいておりますのでごらんをいただきたいと存じます。次に19節の負担金、補助及び交付金で118万円を計上させていただきました。これにつきましては県の指定によるものでございまして、理科支援員等配置事業で78万円は、永和小学校が指定を受けまして、理科の授業に、観察、実験活動等における教員支援のため支援員を配置するものでございます。命を大切にすることを育む教育推進事業40万円につきましては、佐屋西小学校が指定を受けまして、保護者の方や地域の人々の理解と協力を得ながら、命の大切さを体得させるための活動を展開し、命を大切にすることをはぐくむ教育の充実を図るための事業でございます。また、これらの事業の歳入といたしましては、7ページ、8ページでございますが、全額県委託金を計上しておりますので、よろしく願いをいたします。

おめくりをいただきまして、15ページ、16ページをお願いいたします。

第3項中学校費の第19節負担金、補助及び交付金で92万円を計上させていただきました。子どもの食育推進事業9万円につきましては、佐織中学校が指定を受け、生徒に食生活の正しい理解と望ましい習慣を身につけさせるため、各教科、領域等における食に関する指導の効果的な研究を行うものでございます。

次に、あいち・出会いと体験の道場推進事業83万円でございますけれど、市内すべての6中学校が指定を受けまして、学校や地域の方々の協力を得まして、また企業や公的施設などにお勤めのさまざまな人に先生になってもらいまして、生徒が3日から5日程度の職場体験を実施するものでございます。また、これらの事業の歳入につきましても、7ページ、8ページに全

額県委託金として計上いたしておりますので、よろしく申し上げます。

以上で議案第43号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 勇君）

ここで休憩を少しとりたいと思います。再開は11時15分です。よろしくお願ひいたします。

午前11時06分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（佐藤 勇君）

休憩を解きまして、会議を再開させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第44号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第11・議案第44号：平成19年度愛西市老人保健特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは議案第44号をお願いいたします。

平成19年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成19年度愛西市の老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,535万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億2,660万9,000円とするものでございます。

2といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出、市長名でございます。

今回の補正につきましては、老人保健法によります平成18年度分の精算に伴う補正でございます。1枚はねていただきまして、2ページ目をごらんいただきたいと思ひます。

まず歳入でございますが、1款支払基金の交付金、1項といたしまして支払基金の交付金で、今回、補正額984万6,000円でございます。医療費の追加交付分でございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金で、補正額3,165万円でございます。これも医療費の追加交付分でございます。

5款繰越金でございますが、1項繰越金2億3,386万1,000円でございます。

歳入合計といたしまして、今回補正額2億7,535万7,000円でございます。合計といたしまして52億2,660万9,000円とするものでございます。

次に、1ページめくっていただきまして、3ページの歳出をごらんいただきたいと思ひます。

3ページ、歳出でございますが、4款諸支出金でございます。1項といたしまして償還金、

補正額 628万 6,000円でございます。これにつきましては、支払基金の事務費、そして国庫補助金の事務費、県負担金の医療費の額でございます。

2項といたしまして繰出金 2億 6,907万 1,000円でございます。一般会計への繰り出しでございます。

歳出合計といたしまして、補正額 2億 7,535万 7,000円、合計といたしまして52億 2,660万 9,000円とするものでございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第45号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第12・議案第45号：平成19年度愛西市介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、議案第45号の御説明をさせていただきます。

議案第45号：平成19年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成19年度愛西市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億 643万 6,000円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万 2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億 2,624万円とする。

2といたしまして、保険事業勘定及びサービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。本日の提出、愛西市長名でございます。

それでは保険事業勘定、8、9ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の方でございますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節役務費で9万円、13節委託料で36万 8,000円。議案で御説明させていただきました、訴えを提起するに当たり、印紙代と弁護士委託料の補正をお願いするものであります。

7款諸支出金、2項繰出金、2目介護サービス事業勘定繰出金、28節の繰出金5万 2,000円でございますが、介護サービス事業勘定へ繰り出させていただくものでございます。いずれも財源につきましては一般会計の繰入金でございます。

次にサービス事業勘定の8、9ページをごらんいただきたいと思います。

2款サービス事業費でございます。1項居宅サービス事業費、1目通所介護事業費、14節使用料及び賃借料で5万 2,000円補正をさせていただいております。複写機借上料でございますが、老人福祉館のコピー機の借上料でございますが、故障をいたしましたので修理を依頼しましたところ18万円余りの見積もりが出てまいりましたので、機械も相当古うございますし、リ

ースにより新しいコピー機をお願いするものでございます。財源につきましては保険事業勘定からの繰り入れでございます。よろしく願いをいたします。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・陳情第6号及び日程第14・陳情第7号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

ここでお諮りをいたします。日程第13・陳情第6号：住民の暮らしを守り、公共サービスの充実、格差の是正、働くルールの確立、平和な世界の実現などを求める陳情について、日程第14・陳情第7号：日豪EPA/FTA交渉に対する陳情については、会議規則第36条第3項の規定によって、提案説明は省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、提案説明は省略をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・同意第1号（提案説明・質疑・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第15・同意第1号：愛西市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

同意第1号：愛西市公平委員会委員の選任について。

愛西市公平委員会委員に下記の者を選任したいから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。本日提出、市長名であります。

記といたしまして、住所、愛西市石田町村前41番地。氏名、城正憲。昭和22年6月18日生まれ。

提案理由といたしまして、この案を提案するのは、任期が平成19年6月30日で満了するのに伴い、選任する必要があるからであります。

履歴書も添付をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 勇君）

次に、同意第1号の質疑を行います。

それでは質疑のある方はどうぞ。

○21番（永井千年君）

城弁護士さんは17年4月1日から愛西市の顧問弁護士になってみえるわけですが、この顧問弁護士と公平委員を兼ねることについてはどのような判断でなされているか。他の市の例などだと、このように両方とも兼ねている例でない例の方が多いような気もするんですけど、いかがでしょうか。

○総務部長（中野正三君）

他の例につきましては、私、十分な調査をしておりませんので存じ上げてはおりませんが、

ただ、顧問弁護士と公平委員という形で、公平委員としての職務は職務として全うしていただけるという考え、今、永井議員がおっしゃるのは、市の顧問弁護士としての立場と公平委員としての立場が少し交差する部分があるのではないかという考えのもとでおっしゃっていただいているんだろうと思います。そこはこの見識の中でおやりいただけるものと判断で当初お願いしたものと聞いております。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。同意第1号につきましては人事案件でありますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、同意第1号につきましては、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

次に、同意第1号につきましては人事案件でございますので、討論は省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定をいたしました。

次に、同意第1号を採決いたします。

同意第1号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第1号は同意することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・同意第2号及び日程第17・同意第3号（提案説明・質疑・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第16・同意第2号、日程第17・同意第3号：愛西市教育委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

同意第2号をお願いいたします。愛西市教育委員会委員の任命について。

愛西市教育委員会委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。本日提出、市長名であります。

記といたしまして、住所、愛西市大野町山1821番地56。氏名、正木葉子、昭和18年8月14日生まれ。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、任期が平成19年6月30日で満了するのに伴い、任命をする必要があるからであります。引き続きお願いするものでございます。

履歴書も添付をさせていただきました。よろしく願いをいたします。

続きまして、同意第3号：愛西市教育委員会委員の任命について。

愛西市教育委員会委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。本日提出、市長名であります。

記といたしまして、住所、愛西市須依町前田面74番地2。氏名、五富利清彦、昭和20年12月19日生まれ。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、青木萬生委員の辞職による欠員（残任期間平成21年6月30日）に伴い、新たに任命をお願いするものでございます。

あわせて履歴書も添付をさせていただきました。よろしく願いをいたします。

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、同意第2号、同意第3号については同一内容でございますので、質疑は一括といたします。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

ここでお諮りをいたします。同意第2号、同意第3号につきましては人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、同意第2号、同意第3号につきましては、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

次に、同意第2号、同意第3号につきましては人事案件でございますので、討論は省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、討論は省略することに決定をいたしました。

これより採決に入ります。採決は個々に行います。

同意第2号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員でございます。よって、同意第2号は同意することに決定をいたしました。

次に、同意第3号を採決いたします。

同意第3号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、同意第3号は同意することに決定をいたしました。



~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・諮問第2号から日程第20・諮問第4号まで（提案説明・質疑・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第18・諮問第2号から日程第20・諮問第4号までの愛西市人権擁護委員の候補者の推薦についてを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

諮問第2号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。本日提出、市長名であります。

記といたしまして、住所、愛西市早尾町北川原80番地。氏名、伊藤義夫、昭和9年1月10日生まれ。

諮問理由といたしまして、この諮問をするのは、任期が平成19年9月30日で満了するのに伴い推薦する必要があるからであります。引き続きお願いをするものでございます。

履歴書を添付させていただきました。

続きまして、諮問第3号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。本日提出、市長名であります。

記といたしまして、住所、愛西市下大牧町稻香180番地。氏名、服部國雄、昭和17年12月4日生まれ。

諮問理由といたしまして、この諮問をするのは、任期が平成19年9月30日で満了するのに伴い推薦する必要があるからでございます。この方も引き続きお願いをするものでございます。

同じく履歴書も添付させていただきました。

諮問第4号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。本日提出、市長名であります。

記といたしまして、住所、愛西市上東川町細野57番地。氏名、加藤菊雄、昭和14年11月17日生まれ。

諮問理由といたしまして、この諮問をするのは、任期が平成19年9月30日で満了するのに伴い推薦する必要があるからでございます。この方も引き続きお願いをするものであります。

履歴書も同じく添付をさせていただきました。よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤 勇君）

次に、諮問第2号から諮問第4号については同一内容でございますので、質疑は一括といた

します。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りをいたします。諮問第2号から諮問第4号につきましては人事案件でありますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、諮問第2号から諮問第4号につきましては、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

次に、諮問第2号から諮問第4号につきましては人事案件でございますので討論は省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定をいたしました。

これより採決に入ります。採決は個々に行います。

諮問第2号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、諮問第2号は適任とすることに決定をいたしました。

次に、諮問第3号を採決いたします。

諮問第3号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、諮問第3号は適任とすることに決定をいたしました。

次に、諮問第4号を採決いたします。

諮問第4号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、諮問第4号は適任とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤 勇君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は6月7日午前10時より再開いたしますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

午前11時39分 散会